

不審に思ったら
連絡してね！

マイナンバー
キャラクター
「マイナちゃん」

マイナンバーを
か
た
っ
た
不
審
な
電
話
メ
ー
ル、
訪
問
な
ど
に
よ
り、
個
人
情
報
を
不
正
に
聞
き
出
さ
う
と
す
る
事
例
が
各
地
で
起
こ
っ
て
い
ま
す。

自宅
で
マイ
ナ
ン
バ
ー
の
通
知
カ
ー
ド
を
受
け
取
る
時
や、
マイ
ナ
ン
バ
ー
を
利
用
す
る
各
種
手
続
の
際
に、
銀
行
の
口
座
番
号・
家
族
構
成
や
年
金・
保
険
の
情
報
な
ど
を
お
聞
き
す
る
こ
と
は
あ
り
ま
せ
ん。

不
審
な
問
い
合
わ
せ
が
あ
っ
た
場
合
に
は、
警
察
か
次
の
連
絡
先
ま
で
ご
連
絡
く
だ
さ
い。

問
マイ
ナ
ン
バ
ー
制
度
II
文
書
法
制
課
☎
948
6866
・
FAX
932
2408、
通
知
カ
ー
ド
・
個
人
番
号
カ
ー
ド
II
市
民
課
☎0570・
089・017
・
FAX
934
1801、
詐
欺
に
つ
い
て
II
市
消
費
生
活
セ
ン
タ
ー
☎948
6382
・
FAX
934
17688

マイナンバー詐欺にご注意ください

マイナンバーを
か
た
っ
た
不
審
な
電
話
メ
ー
ル、
訪
問
な
ど
に
よ
り、
個
人
情
報
を
不
正
に
聞
き
出
さ
う
と
す
る
事
例
が
各
地
で
起
こ
っ
て
い
ま
す。

い
す
や
テ
ー
ブ
ル
な
ど
の
休
憩
所
や、
企
画
展
示
ス
ペ
ー
ス
な
ど
を
設
置
し、
市
民
の
皆
さ
ん
が
魅
力
を
感
じ
る
公
共
空
間
の
あ
り
方
に
つ
い
て
考
え
ま
す。

日時
11月21日(土)～29日(日)
10～19時

会場
大街道 丁目南エリア

実証実験イメージ

大街道で街なか空間活用実験

11月21日(土)～29日(日)

い
す
や
テ
ー
ブ
ル
な
ど
の
休
憩
所
や、
企
画
展
示
ス
ペ
ー
ス
な
ど
を
設
置
し、
市
民
の
皆
さ
ん
が
魅
力
を
感
じ
る
公
共
空
間
の
あ
り
方
に
つ
い
て
考
え
ま
す。

日時
11月21日(土)～29日(日)
10～19時

会場
大街道 丁目南エリア

12月14日(月)～16日(水)。作業中は水の使用を控えてください 水道水を送るルートの変更作業をします

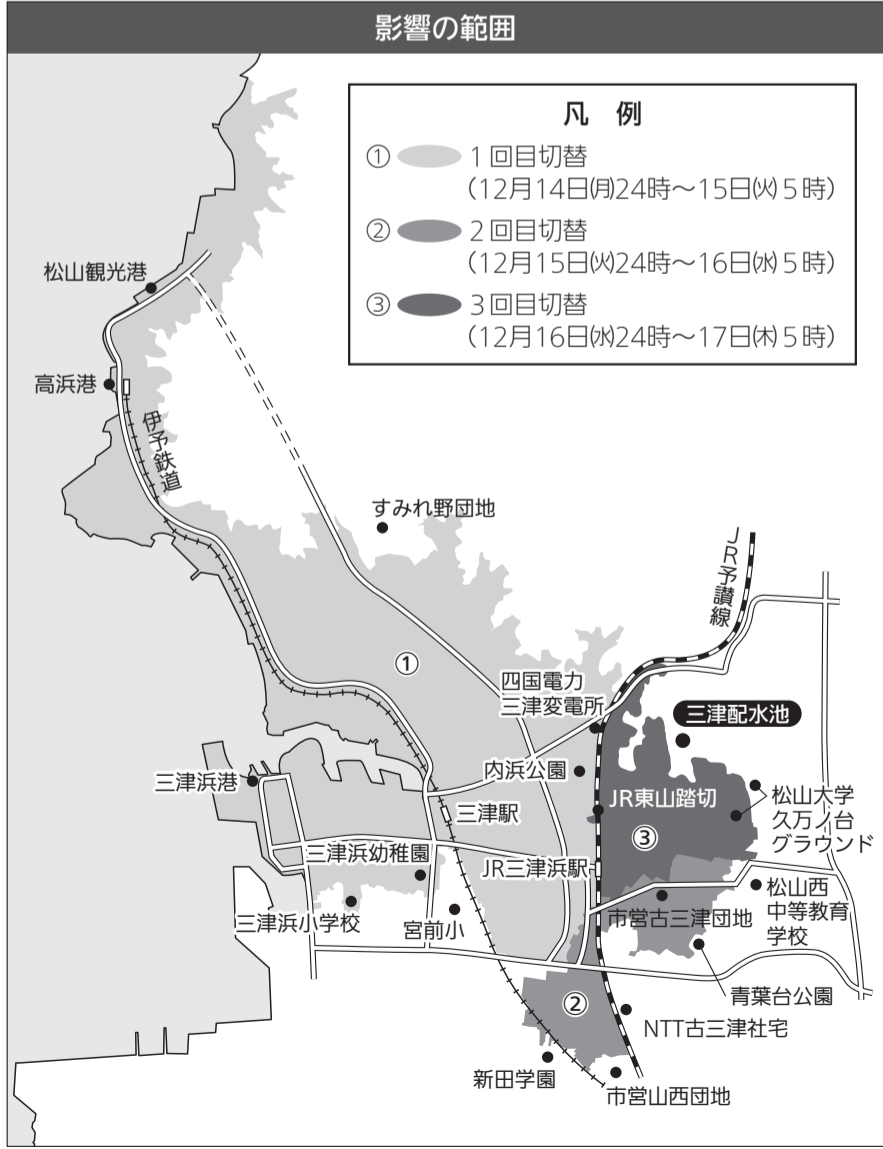
三津配水池の更新工事のため、12月14日(月)～16日(水)夜間に水道水を送るルートを変更する作業を行います。この作業により濁った水が出る場合があります。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

日時
①12月14日(月)24時～15日(火)5時
②12月15日(火)24時～16日(水)5時
③12月16日(水)24時～17日(木)5時

影響の範囲
①高浜・三津
浜・宮前地区の一部地域
②みどり・宮前・味生地区の一部地域
③みどり・宮前地区の一部地域

切替作業の時間帯は、くみ置きするなどして、できる限り水の使用を控えてください。

当日の洗濯は、色が付いてしまう恐れがあるためご注意ください。



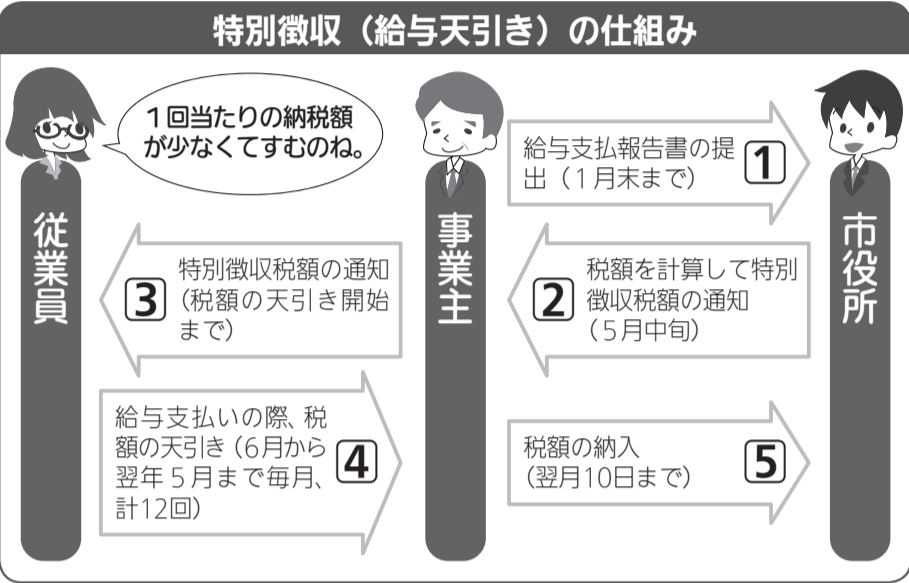
税 個人市・県民税は特別徴収(給与天引き)で!

特別徴収(給与天引き)とは

事業主が、毎月の給与の支払いをする際に、従業員の個人市・県民税を給与天引きして、翌月の10日まで市へ納入する制度です。

※従業員には、パート、アルバイト、役員なども含まれます

給与天引きなので、納め忘れもなく、税の公平な負担につながります!



特別徴収の完全実施に向けて取り組んでいます

事業主は原則、法人・個人問わず、雇用している全ての従業員の個人市・県民税を特別徴収(給与天引き)しなければなりません。本市では、平成27年度から特別徴収の完全実施に向けて段階的に取り組んでいます。

28年度の強化対象は
従業員5人以上の事業所

市内に居住の従業員が5人以上の「強化対象事業所」には、特別徴収を実施していただきます。

※4人以下の場合でも、県内他市町に居住の従業員がいる事業所は、県内他市町で特別徴収になる場合、従業員数に関わらず、本市でも特別徴収となります

特別徴収Q&A

- Q どうしても特別徴収になりますか?
- A 地方税法で特別徴収することが義務付けられていますので、従業員個々の希望で普通徴収(個人が納付書や口座引き落としで納める方法)を選択することはできません。
- Q 特別徴収にするメリットは何ですか?
- A 普通徴収は納付回数が年4回ですが、特別徴収は年12回で、1回当たりの負担が少なくなります。また、自分で金融機関などに納める手間もかかりません。また事業主にとっても所得税のように税額を計算する必要がありません。
- Q 特別徴収に切り替える場合、従業員が手続きをする必要はありますか?
- A 給与所得にかかる個人市・県民税は、従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんが、給与以外の所得にかかる個人市・県民税は、申告時に希望すると普通徴収で納付することもできます。
- Q 手続きは、事業主が市へ届け出するため、従業員が直接手続きをする必要はありません。
- Q 2カ所以上の事業所に勤務している場合は、どの事業所から特別徴収されるのですか?
- A 原則、前年の給与収入額が最も大きい事業所から特別徴収されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況などを確認した上で、市がどの事業所から特別徴収するかを決定します。
- Q 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが?
- A 給与所得にかかる個人市・県民税は、従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんが、給与以外の所得にかかる個人市・県民税は、申告時に希望すると普通徴収で納付することもできます。